

第12回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年12月7日(火) 午後2時00分から午後3時13分

2. 開催場所 おりなす八女 小ホール

3. 出席農業委員(23名)

1番	月足 靖彦	2番	鵜木 敏通	3番	松尾 健一
		5番	小川 哲郎	6番	角 秀次
7番	馬場 康浩	8番	大坪 知美子	9番	中島 秀徳
10番	仁田原 一太	11番	稲葉 初男	12番	入江 保生
13番	高山 和典	14番	今村 嗣範	15番	増永 勝広
16番	古賀 則夫	17番	江崎 潔	18番	中村 善徳
19番	茅島 澄雄	20番	中村 輝義	21番	田村 一彦
22番	三宅 覚	23番	池尻 律芳	24番	國武 覚

4. 出席最適化推進委員(14名)

2番	橋爪 寿賀夫	9番	末石 敏和
11番	牧口 武	16番	延 和洋
21番	一ノ瀬 健次	23番	加藤 龍一
31番	水本 敏明	34番	森 義則
37番	平 和宣	41番	栗原 英喜
		45番	森松 利博

5. 欠席委員 農業委員(1名)

4番 牛嶋 徹也

6. 欠席委員 最適化推進委員(1名)

7番 隈本 俊光

7. 議事日程

第1 会議の成立

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案の上程

第4 議案の審議

議案第51号 八女市農業振興地域整備計画の変更に係る意見照会について

報告第23号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について

議案第53号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について

議案第54号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願の処理について

議案第55号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について

議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について

議案第57号 八女市空き家に付属した農地の指定について

8. 農業委員会事務局職員

局長 松藤 洋治 次長 平島 聡 書記 樋口 昌伸 書記 西原 佑美
黒木支所 渡部 真弓 立花支所 大久保 南那瀬 上陽支所 松尾 誠
星野支所 近藤 理和 矢部支所 城 豪志

9. 会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に関係すると思われる部分等については削除しています。）

事務局 総会に入ります前に2点、議案の修正をお願いいたします。議案書の20ページをご覧ください。議案第52号、農地法第3条の規定による許可申請書の処理についての受付番号7番につきまして、譲渡人の申請事由が経営拡大となっておりますが経営縮小、譲受人の申請事由が経営縮小となっておりますが経営拡大の誤りでございます。お詫びして訂正のほどよろしくをお願いいたします。

もう1点が23ページの受付番号10番になりますが、こちらは諸事情により取下げの申出がありました。議案書をすでに送付しておりましたので、取下げということで議案書の方から削除をお願いいたします。

それでは慣例により会長よりご挨拶を頂き、以後、会長の下で議事の進行をしていただきますようよろしくをお願いいたします。

議長 みなさまこんにちは。本日は、令和3年第12回農業委員会総会を開催しましたところ、委員各位には大変お忙しい中にご参集いただき、ありがとうございました。私、閉会中、会長として11月25日に福岡市で開催されました農業委員会会長及び事務局長会議に出席してまいりました。それから新型コロナウイルスの関連でございますけれども、また変異株が発生しているようでございますので、それぞれ委員さん方には十分留意されて体調管理にお願いしたいという風に考えております。それでは只今より、農業委員会総会を開会いたします。

	(議 長 着 席)
議 長	<p>日程 第1・会議の成立</p> <p>只今の出席委員の数は農業委員 <u>23名</u> 農地利用最適化推進委員 <u>14名</u> であります。</p> <p>会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。</p>
議 長	<p>日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、16番古賀則夫委員、17番江崎潔委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議がありませんので、そのように決定いたしました。</p> <p>日程 第3・議案の上程を行います。</p> <p>事務局より案件の朗読をお願いします。</p>
	(案件朗読)
議 長	<p>事務局朗読のとおり、報告1件・議案7件を一括議題といたします。</p> <p>1ページをお願いいたします。</p>
議 長	<p>議案第51号、八女市農業振興地域整備計画の変更に係る意見照会について事務局と農業振興課より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。本案件は農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に基づき、八女市農業振興地域整備計画の変更をしたい旨、八女市長より同法施行規則第3条の2第1項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められているものでございます。</p> <p>内容に入ります前に、今回初めて議案に挙げさせていただきました経緯についてご説明いたします。以前より農業振興地域整備計画の変更につきましては、市長より農業委員会に対して意見を求めてまいりました。しかしながら、この農業振興地域整備計画の変更を審議する八</p>

農業振興課	<p>女市農業地域整備促進協議会において、農業委員や推進委員の皆様の多くは協議会委員として参画され、計画の変更について審議されております。そのような状況に鑑み、農業委員会の意見としましては、八女市農業地域整備促進協議会の承認意見を尊重し、会長専決により意見答申処理をしております。しかしながら、今般、農業委員会の事務事業を成立する中で、近隣の農業委員会に総会議案として取り扱っているか伺ったところ、議案として委員会に諮っているとのことでしたので、今回より挙げさせていただきました次第です。</p> <p>内容につきましては、八女市建設経済部農業振興課よりご説明いたします。</p> <p>農業振興課総務管理係、原と申します。よろしく申し上げます。制度について簡単にではありますが、内容を説明させていただきます。この制度につきましては、優良な集団的農地を守るため、今後10年以上にわたり優良農地として確保するものです。そのため、通常、農地に家を建てたりする場合は農業委員会に許可申請を行いますが、農振農用地になっている土地については、その前段で農振農用地からの除外手続きが必要になっております。また、逆に農振農用地になっている土地については、農業上の各補助事業が受けられるため、農振農用地にするためには、編入手続きが必要になっております。</p> <p>なお、農振除外の手続きにつきましては、</p> <ol style="list-style-type: none">① 農用地等以外に用途を供することが必要かつ適当であり、他の土地に代えることが困難なこと。② 農用地の集団化、農作業の効率化及び土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障がないこと。③ 担い手の農用地利用集積に支障を及ぼす恐れがないこと。④ 農用地区域内の土地改良施設の機能に支障がないこと。⑤ 農業基盤整備事業の工事が完了した年度の翌年度から8年経過した土地であること。 <p>この5条件を満たす必要がございます。</p> <p>また、現在、旧八女市の一部の農地が対象になりますけれども、国営施設機能保全事業の受益地となっている農地につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第1項に基づく27号振興計画を策定する必要があり、「当該施設が農業用の効率的かつ総合的な利用の促進に寄与すると認められる」と判断されうる施設のみ</p>
-------	---

農業振興課	<p>該当いたします。</p> <p>八女市では6月1日～7月15日及び12月1日～1月15日の年に2回の申請受付を行っており、今回は6月1日～7月15日に受付を行ったものを10月21日の農業振興地域整備促進協議会にて協議した案件について意見照会を行うものです。除外申請19件、編入申請3件、用途区分の変更2件がございました。詳細につきましては2～10ページのとおりになっております。以上になります。</p>
議長	<p>事務局及び農業振興課の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>はい、田村委員。</p>
農業委員 21番	<p>説明ありがとうございました。できれば説明された中身のコピーを頂ければありがたいというように思っています。それと、事前に一度お伺いをした時に非常に気になっていたのが、先程も言われました補助事業に関わってくるということだろうと思っておりましたので、皆様のお手元にあります図の方を見てもらいたいのですけれども、編入のところの14～16番ですね。このときに補助事業の関係でまわってくるだろうという風に感じましたので、面積がありますよね、それと番地がありますよね。この番地が1つの番地に対して、申請地の図そのものを見ると、1つの番地とイコールになってるのかなと、ちょっと懸念があるんですよね。図が結構ぐちゃぐちゃな模様になってますよね。真四角になってないですよね。例えば駐車場の番地であれば、だいたいの形が整った中で事業をされるだろうと思うのですが、番地の設定ですね、このような図になっているのですが、作物を栽培するときの面積があたりが、この面積がおそらく適用されるだろうと思っておりますが、番地そのものはこのような1つの番地に実際なっているんですかね。分からないので、質問なんですけど。</p>
農業振興課	<p>こちらの図にのっております申請地の形は、1筆の形になっており、そのままになっております。</p>
農業委員 21番	<p>ということは、もともとからこのような形の1筆だったということですか、それとも再現したときにこのようになったということですか。</p>

農業振興 課	もとから、この形ということです。
農業委員 21番	そうですか。ちょっとそこのところが多分分らなかったの、ありがとうございます。
議 長	<p>他にございませんか。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>農業委員会として農業振興地域からの除外について周辺の営農に影響がないように、また編入については一層の農業振興に寄与していただくように要請し、申出のとおり適当であると答申することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、適当であると答申いたします。</p> <p>農業振興課は退席されて結構です。</p> <p>11ページをお願いします。</p>
議 長	報告第23号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知の報告については22件です。解約のあった土地35筆のうち、田26筆、畑9筆、合計面積53,636㎡です。それぞれ、合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により書類を受理いたしました。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。</p> <p>19ページをお願いします。</p>
議 長	議案第52号、農地法第3条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を事務局より説明をお願いします。

事務局	1 番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の相手方の要望と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号2番を事務局より説明をお願いします。
事務局	2 番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の農業廃止と譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号3番を事務局より説明をお願いします。
事務局	3 番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号4番を事務局より説明をお願いします。
事務局	4番について説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号5番を事務局より説明をお願いします。
事務局	5番について説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。この農地は後程ご説明いたします議案第53号の中間管理事業による申請の農地と一体的に売買されるもので、農業振興地域の農用地外ですので3条での申請となっています。以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号6番を事務局より説明をお願いします。
事務局	6番について説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の相手方の要望と譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。

	<p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号7番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>7番について説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号8番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>8番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小、譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号9番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>9番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の耕作不便、譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。</p>

議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号10番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>10番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小、譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号11番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>11番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小、譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号12番と24ページの番号18番は下限面積関連のため一括して審議いたします。それでは事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>始めに12番についてご説明します。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。</p> <p>続きまして24ページをご覧ください。番号18番についてご説明いたします。(議案書朗読)貸人より借人へ1年間の使用貸借権の設定をされる申請です。</p> <p>受人については、現在経営面積は2,428㎡です。12番の申請面積は1,310㎡、18番の申請面積は347㎡で、合わせて4,085㎡となり、下限面積に問題はありません。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号13番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>13番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の親族への贈与と譲受人の親族から受贈ということでの所有権移転贈与の申請です。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号14番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>14番について説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。以上です。</p>

議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号15番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>15番について説明いたします。（議案書朗読）譲渡人から子である譲受人への子への贈与、親より受贈ということでの所有権移転贈与の申請です。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 次の番号16番は先程説明しましたように取下げのため欠番です。 続いて番号17番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>17番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の高齢化による耕作困難、譲渡人の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 次の番号18番は先程審議済みです。</p>

議 長	25ページをお願いします。
議 長	議案第53号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>本案件は八女市農用地利用集積計画について八女市長から本委員会に対して、決定を求められているものでございます。今回は所有権移転の案件が4件ございます。</p> <p>番号1番、（議案書朗読）譲渡人より譲受人へ売買により所有権移転されるものです。</p> <p>番号2番、（議案書朗読）譲渡人より譲受人へ売買により所有権移転されるものです。</p> <p>番号3番、（議案書朗読）譲渡人より譲受人へ売買により所有権移転されるものです。</p> <p>次のページをお願いいたします。</p> <p>番号4番、（議案書朗読）譲渡人より中間管理機構へ売買により所有権移転されるものです。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>27ページをお願いします。</p>
議 長	議案第54号、農地法第5条の規定による許可処分の取消願の処理について番号1番を事務局より説明をお願いします。
事務局	ご説明いたします。申請地は、八女市新庄にあります八幡小学校の東に隣接する農地になります。（議案書朗読）この土地を譲渡人から譲受人が専用住宅用地として利用するための申請でした。平成29年6月26日付で農地転用の許可が交付されたものです。この度都合により断念され、取消願を提出されました。なお、申請地の現況は畑と

	<p>して利用されています。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 田村委員。</p>
農業委員 21番	<p>現況が畑ということでございますが、もう4年くらいたっているわけですね。これはその、そういう風に利用されてきて転用の案件になっているのという話であれば、それぞれの時期に確認をなされるのではないかと思うのだけど、なぜ、この確認がこのような状態になっていたということの説明がないですけど、その辺はどうなんですか。</p>
事務局	<p>この申請者につきましては、許可を受けてありましたけども、農地転用の取下願を今回出されておられます。</p>
事務局	<p>補足してご説明します。この農地は転用許可が平成29年におりておりますが、それから数年たったときに申請者の方から、都合により断念したいという相談は受けております。ただ、取消願をその時に提出してくださいということで指導しておりましたが、今般、やっとな取消願を出されたということで議案の方に挙げさせていただいております。再三、指導はしておりましたが、今になってしまい申し訳なく思っております。以上でございます。</p>
農業委員 21番	<p>そういう指導を事前にやっているということであれば、質問はしなかったんですけど、今後のところはよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>農業委員会としては、再三、指導を行って今回出てきたということでご理解願ひします。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)</p>

議 長	<p>異議がありませんので、本案件は原案のとおり処理いたします。</p> <p>続いて番号2番は30ページの議案第56号、農地法第5条の規定による許可申請書の処理についての番号4番と関連いたしますので、審議は別に行いますけれど、説明のみを一括して説明を行います。それでは、事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。まず取消願の説明となります。申請地は、八女市蒲原にありますゆめタウン八女店の西側に隣接する農地です。（議案書朗読）この土地を借人が貸人から賃貸借で借りまして、医院及び薬局用地として利用するための申請でした。令和3年10月25日付で農地転用許可が交付されたものです。この度、2社共同で再度申請するため、1社での許可の取消願を提出されました。なお、申請地の現況は田であります。</p> <p>続きまして30ページの農地法第5条の番号4番を説明させていただきます。先程申し上げましたように申請地は、八女市蒲原のゆめタウン八女の西側に隣接する農地です。農地の区分は、市街地で公共施設・公益的施設が整備された区域内にある農地であって、第3種農地と判断します。（議案書朗読）この土地を借人が貸人から賃貸借で借りまして、医院及び薬局用地として利用するための申請です。隣接する農地はなく、水利の承諾もとれています。</p> <p>11月29日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は公共下水道へ排水されます。雨水は北側側溝に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は原案のとおり処理いたします。</p> <p>28ページをお願いいたします。</p>

議 長	<p>議案第55号、農地法第4条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。申請地は、八女市本村にあります福島中学校より東へ道を挟んだ隣接する農地になります。農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。（議案書朗読）この土地を申請人が専用住宅として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>11月29日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は公共下水道へ排水されます。雨水は南側水路に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は異議なしと意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号2番を事務局より説明と現地調査の報告とお願いします。</p>
事務局	<p>2番について説明いたします。申請地は、黒木町土窪の下名地区の農地になります。場所は、黒木町田本地区の矢部川に架かる石原橋を渡り、約3km程南に進んだ農地になります。農地の区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と判断します。（議案書朗読）これまで茶を栽培されておりましたが、山間部の農地であり、耕作不便であることから、杉を植林したいということで申請をされておられます。隣接地に農地はありません。</p> <p>現地調査を行った結果、申請地は山林に囲まれており、排水は自然流下及び地下浸透で問題ないと確認しております。以上、よろしくお願いたします。</p>

議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は異議なしと意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号3番を事務局より説明と現地調査の報告とお願いいたします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。申請地は、立花町北山の井手口公民館より200m程西側に位置する農地になります。農地の区分は、第1種農地と判断します。第1種農地は原則転用不許可ですが、一時的な転用で、他の土地の代替可能性がない場合、3年以内を限度に許可が可能であり、農地の区分と目的は問題ないと考えます。(議案書朗読)こちらの土地を所有者である申請者が農地造成を行うため、一時転用の申請です。現地は北側、東側の土地より概ね2m程低くなっている状態です。北側にあるご自身の農地より農機具により行き来ができるよう造成される予定です。工事の施工完了後は、畑として野菜の栽培をされる予定です。排水は雨水のみで、自然流下となります。隣接する農地はご自身の自作地のみです。</p> <p>11月25日に現地調査を行った結果、特段問題ないことを確認しております。ご審議のほどをよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は異議なしと意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>29ページをお願いします。</p>

議 長	<p>議案第56号、農地法第5条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。申請地は、八女市宅間田にあります宅間田県営住宅団地より南へ100m程進んだ農地になります。農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、第2種農地と判断します。</p> <p>(議案書朗読) この土地を借人が貸人から使用貸借で譲り受けられまして、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>11月29日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、東側の側溝に排水され、雨水は南側水路に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号2番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。申請地は、八女市蒲原にありますスーパートライアルより南へ300m程進んだ農地です。農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、住宅その他申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。(議案書朗読) この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、共同住宅用地2棟16戸として利用するため</p>

事務局	<p>の申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>11月29日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は公共下水道へ排水されます。雨水は南側側溝に排水される計画です。現地確認の際、申請地は前からバラス等が敷き詰められていましたので、委員全員で違反転用と判断し、始末書の提出をさせました。以上でございます。ご審議のほどをよろしくお願いします。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号3番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。申請地は、八女市立野にありますJAふくおか八女広域なし・とまと・もも集出荷施設の西に道を挟んだ農地になります。農地の区分は、第1種農地と判断します。内容は2番と同じです。(議案書朗読)この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、駐車場用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>11月29日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水は北側水路に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。</p> <p>また、申請地は平成31年3月28日に開催されました八女市農業振興地域整備促進協議会で審議され、八女市が農振除外を決定後、今回申請されるものです。ご審議のほどよろしくお願いします。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。</p> <p>はい、田村委員。</p>

<p>農業委員 21番</p>	<p>分かったら教えてください。駐車場用地を大きくするということと先程説明があった除外申請があつてるといふことは、何か事業拡大をされるということなんではないでしょうか。その辺の事情が分かれば、教えてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>私がJAの方と立ち会ったことがあるので、分かる範囲でご説明したいと思います。まず1つ目は、選果場の従業員やパートさん達が車を周辺に停めていてトラックの出入りに対して非常に危なくて、人的なケガまでは出てないですけど、安全管理上、どうしても支障が出ると、まずその人たちの駐車場を確保したいのが1つ。</p> <p>それともう1つは、支店が接続しております。支店の方についても従業員の駐車場、来客者の駐車場がなかなか手狭でございますので、この2点から駐車場の方を拡幅したいということで、私が入ったときにご相談いただいた内容でございます。</p>
<p>農業委員 21番 議長</p>	<p>了解しました。ありがとうございます。</p> <p>他にありませんか。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>30ページをお願いします。</p> <p>申請番号4番は先程説明を行いましたけれども、これについて質疑を行いたいと思います。質疑ございませんか。</p> <p>質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>

議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号5番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>5番について説明させていただきます。申請地は、国道442号線の室岡交差点より北へ300m程進んだ農地になります。農地の区分は、宅地化の状況からみて市街化が見込まれる区域内にある農地であって、第2種農地と判断します。（議案書朗読）この土地を借人が貸人から使用貸借で譲り受けられまして、資材置場用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>11月29日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水は西側側溝に排水される計画です。現地確認の際、申請地は東側に隣接する工場から駐車場として申請地の一部を使用されていたので、違反転用と判断し、始末書の提出をさせました。</p> <p>また、申請地は、令和3年10月21日に開催されました八女市農業振興地域整備促進協議会で審議され、八女市が農振除外を決定後、今回申請されるものです。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号6番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>6番について説明いたします。申請地の場所は、黒木町田代地区下田代になります。黒木町桑原の国道442号線沿いにありますセブンイレブンから県道岩野黒木線を南に約5km程進んだ県道沿いの農地</p>

事務局	<p>になります。農地の区分は、第2種農地と判断します。（議案書朗読）この土地を譲受人が譲渡人から購入され、資材置場及び車両駐車場用地として利用するための申請です。水利委員の承諾はあり、隣接する農地はありません。</p> <p>1 2月3日に現地調査を行った結果、雨水は自然流下及び地下浸透で、排水に関して特段問題ないと確認しております。以上、よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号7番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。申請地は、立花町山崎の草場公民館より200m程南東に位置する農地です。農地の区分は、第2種農地と判断します。内容は1番と同じです。（議案書朗読）こちらの土地を譲受人が譲渡人より譲り受け、ご自身の経営されている甲木商店の資材置場から市道へ出るための通路用地として利用されるものです。隣接農地の同意及び水利の承諾もとれております。</p> <p>1 1月25日に現地確認を行った結果、生活雑排水は発生せず、雨水は地下浸透及び北側側溝へ排水される計画で、特段問題ないことを確認しております。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>

議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号8番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。申請地は、立花町上辺春の松尾公民館より1500m程南に位置する農地になります。農地の区分は、第2種農地と判断します。内容は1番と同じです。（議案書朗読）こちらの土地を譲受人が譲渡人より譲り受け、太陽光発電施設用地として利用されるための申請です。隣接地はご自身の雑種地のみで水利の承諾はとれております。</p> <p>11月25日に現地確認を行った結果、生活雑排水は発生せず、雨水は地下浸透及び自然流下で、特段問題ないことを確認しております。</p> <p>また、申請地は令和3年3月30日開催の八女市農業振興地域整備促進協議会で審議され、八女市が農振除外決定後、今回の申請に至るものです。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。</p> <p>はい、田村委員。</p>
農業委員 21番	<p>先程の説明で隣が雑種地ということでございましたが、隣の雑種地には何も開発をしないですね。雑種地は農業委員会にはかからないですね。だから分からないわけですね。これが何を意味するかというと、太陽光発電を作る時に雑種地、それから農地を合わせて一体的にする場合には、ある面積以上になると、簡単には開発できないという内容があるので、その経験を自分のところはやられたので、非常に太陽光発電に関しては危惧をしておりますので、一応その確認だけ、教えてください。</p> <p>周りには何もないので、却下して例えば太陽光発電の開発を行わないとか、そういうような問題が出てくるので、訊いているんですけど。</p>
事務局	<p>お答えします。今回の太陽光を設置される場所は、当該農地のみで、隣の雑種地は特段、太陽光を建てられる予定もなくそのまま雑種地で管理されていかれる予定です。</p>

<p>農業委員 21番</p>	<p>一体的に県の本部がするわけですね。雑種地であろうが、農地であろうが、農地そのものは農業委員会に申請するのだけでも、例えば雑種地や宅地というのは申請が不要なので、ただそここのところに一部違反あると、リセットするところの基準値があるんですかね。工務員資格を持ってないと太陽光の開発ができなかったりですね。その件は大福寺の方で言ってきて引っかかっていることがあったので、確認をしたところですよ。</p>
<p>議長</p>	<p>よろしいでしょうか。そういったことについても加味をして、頭の中に入れて置いていてください。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号9番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>ご説明いたします。申請地は、立花町白木の今屋敷公民館より750m程東側に位置する農地です。農地の区分は、第2種農地と判断します。内容は1番と同じです。(議案書朗読)こちらの土地を貸人が経営する法人がご本人より使用貸借されて、資材置場として利用されるための申請です。隣接農地の同意及び水利の承諾もとれております。 11月25日に現地確認を行った結果、生活雑排水は発生せず、雨水は地下浸透及び北側の河川に排水される計画で、特段問題ないことを確認しております。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決を行います。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて32ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第57号、八女市空き家に付属した農地の指定について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。八女市空き家に付属した農地の指定についてです。今回、空き家に付属した農地指定の申請書が出されましたので、農地法施行規則第17条第2項第1号の規定により、その指定についてご審議いただくものです。（議案書朗読）申請に係る空き家は空き家バンクに登録されており、なおかつ空き家に付属した農地であることを確認しております。この後の流れといたしましては、この総会で指定に関して決定がなされましたら、この農地は下限面積1aとなり、空き家を購入される方に限り、5年間の耕作を条件として、特例で農地の取得が認められます。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は原案のとおり空き家に付属した農地として指定いたします。</p> <p>以上で議案の審議は全部終了いたしました。</p> <p>これをもって、本日の会議を終了いたします。大変お疲れさまでございました。</p> <p style="text-align: center;">（ 閉会宣言 3時13分 ）</p>

令和3年12月7日

議長 月足 靖彦

16番 古賀 則夫

17番 江崎 潔